第十四・二十五条　登録及び更新の手続

両締約国は、技術的な発展に適応することができる簡素化された商標登録の制度を維持するため、商標の効果的な登録及び更新の手続のための最良の実務を維持することの重要性を認識する。

第三款　地理的表示

第十四・二十六条　適用範囲

1　この款の規定は、両締約国を原産地とするぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料（注1）及び農産品（注2）の地理的表示の認定及び保護について適用する。

注1　この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一パーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。

注2　この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品（アルコール飲料を除く。）をいう。

2　この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

3　附属書十四―Bに掲げる一方の締約国の地理的表示は、他方の締約国が附属書十四―Aに掲げる他方の締約国の法令に従って保護する商品の種類に該当する場合には、この協定に基づいて他方の締約国によって保護されるものとする。

第十四・二十七条　地理的表示の保護に関する制度

1　各締約国は、自国の領域において、地理的表示の登録（注）及び保護のための制度を定め、又は維持する。

注　この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「登録」及び「登録する」については、それぞれ、日本国の関係法令に規定する「指定」又は「保護の確認」及び「指定する」又は「保護を確認する」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

2　1に規定する制度には、少なくとも次の要素を含める。

(a)　登録された地理的表示の表を公衆に利用可能なものとする公式の手段

(b)　ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを(a)に規定する登録が行われる地理的表示が特定することを確認する行政上の手続

(c)　異議申立ての手続（第三者の正当な利益を考慮することを認めるもの）

(d)　地理的表示の保護についての取消し（注1）の手続（第三者及び問題となっている登録された地理的表示の使用者の正当な利益を考慮するもの）（注2）

注1　この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「取消し」については、日本国の関係法令に規定する「保護の適用除外」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

注2　各締約国は、1に規定する制度に関する自国の法令の適用を妨げることなく、地理的表示の登録を無効とするための法的手段を確保する。

第十四・二十八条　地理的表示の表

1　日本国は、附属書十四―B第一編第A節及び第二編第A節に掲げる英国の地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、当該英国の地理的表示が、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、及び前条に規定する制度に基づいて英国が登録している地理的表示であることを認める。日本国は、この款の規定に従って当該英国の地理的表示を保護する。

2　英国は、附属書十四―B第一編第B節及び第二編第B節に掲げる日本国の地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、当該日本国の地理的表示が、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、及び前条に規定する制度に基づいて日本国が登録している地理的表示であることを認める。英国は、この款の規定に従って当該日本国の地理的表示を保護する。

第十四・二十九条　地理的表示の保護の範囲

1　一方の締約国は、第十四・三十三条の規定に従うことを条件として、附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の地理的表示に関し、利害関係者に対し、自国の領域において次のことを防止するための法的手段を確保する。（注）

注　各締約国は、この1の規定の適用上、次節第二款の規定にかかわらず、行政上の措置による実施を確保することができる。

(a)　次の場合であっても、ある商品を特定する地理的表示を当該地理的表示の明細書における該当する要件を満たしていない同種の商品（注）に対して使用すること。

注　この1、第十四・三十一条4並びに第十四・三十三条1及び2の規定の適用上、「同種の商品」とは、第十四・二十七条2に定める締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品との関係において、当該締約国において登録されている地理的表示に係る商品と同一の商品分類に該当する商品をいう。

(i)　真正の原産地が表示される場合

(ii)　当該地理的表示が翻訳又は音訳（注1）が行われた上で使用される（注2）場合

注1　この款の規定の適用上、音訳には、関連する地理的表示の一以上の原語の発音に沿った文字の変換を含む。

注2　翻訳又は音訳が行われた上で使用されることについては、個別の事例に応じて判断されるものと了解する。この(ii)の規定は、保護される名称と翻訳又は音訳が行われた用語との間に関連がないという証拠が提供される場合には、適用しない。

(iii)　当該地理的表示が「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合

(b)　商品の特定又は提示において、商品の地理的原産地又は性質について公衆を誤認させるような方法で、問題となっている商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。

(c)　その他パリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。

2　各締約国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、同一である地理的表示が自国の領域において相互に区別されるような実際的条件を定めることができる。

3　一方の締約国は、この協定に基づいて保護される他方の締約国の地理的表示と同一である第三国の地理的表示を国際協定に従って保護しようとする場合には、異議申立てのための公示の日までに、他方の締約国に対し、意見を表明する機会について通報する。ただし、第三国の関連する地理的表示の保護についての異議申立ての手続がこの協定の効力発生の日の後に開始される場合に限る。

4　各締約国は、前条に規定する異議申立ての手続及び審査において、ある名称を附属書十四―Bに掲げる地理的表示として保護することが要求されない理由として次の事項を考慮することができる。

(a)　当該名称が、植物の品種又は動物の種類の名称に抵触し、結果として商品の真正の原産地を消費者に誤認させるおそれがあること。

(b)　当該名称が、関係する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語であること。

第十四・三十条　地理的表示の使用の範囲

1　いかなる者も、この款の規定に基づいて保護される地理的表示を使用することができる。ただし、その使用が、当該地理的表示によって特定される商品に関連しており、かつ、この協定に基づく保護の範囲に従うものである場合に限る。

2　一方の締約国の地理的表示がこの協定に基づき他方の締約国において保護される場合には、その保護される名称の正当な使用は、他方の締約国において使用者の登録又は追加の料金の対象とされない。

第十四・三十一条　商標との関係

1　各締約国は、地理的表示がこの款の規定に基づいて保護される場合には、その使用が商品の品質を誤認させるおそれがある商標の登録を拒絶する。ただし、当該商標の登録出願が、関係する領域において2及び3に規定する地理的表示の保護を適用する日（注）の後に提出される場合に限る。この1の規定に違反して登録された商標については、無効とする。

注　この1の規定の適用上、二千十九年二月一日又は第十四・二十八条に規定する地理的表示に関する異議申立てのための公示の日のうちいずれか遅い日の後に締約国において提出された商標の出願の審査については、当該地理的表示に関する異議申立てのための公示を考慮する。